

# 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則の概要

## 1 改正の趣旨

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和元年5月17日に公布され、同年11月16日に施行された。また、改正法の一部については、令和3年4月1日に施行される。

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（以下「改正省令」という。）についても、令和元年11月16日に施行されており、改正法の施行に併せて、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」の必要な改正を行う。

## 2 改正内容

### (1) 知事が必要と認める図書の削除（第2条）

これまで「知事が必要と認める図書」として定めていた「評価書」及び「各種計算書」について、改正省令第12条及び第13条の2において、建築物の建築に関する届出の添付図書として定められたことから規定を削除する。

### (2) 知事が不要と認める図書の削除（第3条）

第2条の削除に伴い、対象となる図書がなくなることから、規定を削除する。

### (3) その他の改正

条項ずれなど、所要の改正を行う。

## 3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。